

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～ (令和8年4月)

参考資料 4

本検討会開催の背景

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、ケアニーズの高いこども(※)をはじめ、様々な状態像のこどもが障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

(※)強度行動障害の状態にあるこども、医療的ケアが必要なこども、虐待体験や心的外傷等により特に心理的な支援が必要なこども、複数の障害があり医療を含めた関係機関と連携した支援が必要なこども、これらを合わせ持つこども等

1. はじめに

こども基本法制定、こども家庭庁創設、こども大綱策定など、こども施策全体が大きく転換する中で、障害児入所施設では強度行動障害、医療的ケア、被虐待児など利用児童の状態像が多様化・複雑化している。そのため、社会的養護との関係も踏まえた障害児入所施設の役割を再整理し、今後の方向性を明確にする。

2. 障害児入所施設の現状(令和7年4月時点)

	福祉型	医療型
施設数	233施設	235施設
入所児童数	5,265人	2,613人
入所割合 (措置・契約)	70%・30%	33%・67%
被虐待児割合 (措置・契約)	37%・3%	38%・1%
外泊できない児童 割合(措置・契約)	68%・34%	96%・66%

3. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

(1) 基本的視点

- ・ こども基本法の理念を踏まえ、こどもの権利と尊厳を中心に据えた支援。
- ・ こどもの声を丁寧に聴き、こどもが希望する生活が実現されるように努める。
- ・ 安定した愛着関係、パーマネンシーが保障される生活を実現していく。
- ・ 障害のあるこどもとその家族への包括的な支援体制の構築。

(2) 基本的な方向性

- ① こどもと家族のウェルビーイングの保障(家庭的養育、家族支援の推進)
- ② こどもの権利保障(パーマネンシー保障の理念、意思表示等支援の推進)
- ③ こどもの最大限の発達の保障(育ちの支援と合理的配慮)
- ④ 専門性の保障(専門的ケアの強化と専門性の向上)
- ⑤ 質の保障(人材育成・職員支援・自己評価・透明性の確保等の整備)
- ⑥ 包括的支援の保障(地域支援の強化・切れ目ない支援体制、他施策との連携)
- ⑦ 社会的養護施策との連携の推進(社会的養護施策への後方支援の強化)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要②～

4. (1)福祉型の課題と方向性

- ・ 施設基準(知的障害児、自閉症児、肢体不自由児、盲児、ろうあ児)の統一化。
- ・ できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。
- ・ ケアニーズの高いこどもへの支援の強化のための専門的な支援の必要性和専門人材等との連携の強化。
- ・ 社会的養護施策との連携を深め、障害のあるこどもへの専門的支援提供と相互の学び合いを推進し、里親・ファミリーホームへの支援を強化。

4. (2)医療型の課題と方向性

- ・ 一人ひとりのニーズに応じた発達支援をおこなうため、職員の配置の在り方を検討。
- ・ できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。サテライト型の創設を検討。
- ・ 社会的養護施策との連携を深め、相互に障害のあるこどもへの専門的支援の提供と学び合いを推進。

4. (3)福祉型・医療型に共通する課題と方向性

- ・ 新たな施設類型として、こどもホーム(仮称)の創設と、その運営を専門的に支援するバックアップ体制の検討。
- ・ こどもの多様な体験と社会参加を保障するため、保育・発達支援等の柔軟な利用と、こどもの希望に沿った外出・余暇を実現する仕組みの検討。
- ・ こどもの意思尊重と最善の利益実現のため、意見表明等支援の体制強化の推進。
- ・ 入所しているこどもの家族支援を行える職員配置の在り方を検討。
- ・ 生活の場が変わっても家族との関係が継続するよう家族を含めた支援を推進し、また、家族同士が支え合うピア活動を推進。
- ・ 地域での包括的支援を実現するため、関係機関との連携強化と短期入所の充実を通じて、こどもと家族を切れ目なく支える体制を整備。

4. (4)その他の重要課題

- ① 福祉型障害児入所施設の名称の変更。(例:「こども発達支援ホーム」)
- ② 質の確保・向上に向け、自己評価と第三者評価の導入を段階的に検討。
- ③ 契約入所と措置入所の取扱いの整理。
- ④ 障害児入所施設における一時保護の受入体制整備と、こどもの意向を踏まえた支援の推進。
- ⑤ 学校・施設の情報共有による各ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援。
- ⑥ 障害児入所施設における大規模災害時の対応。
- ⑦ 性暴力防止・虐待防止について、複数の職員でこどもを見守ることができる体制や個別の対応が必要なこども等への支援を行うことができる体制の整備。
- ⑧ 人材確保と職員の定着に向けた魅力発信・キャリア形成支援、職員支援とICT活用による業務効率化を検討。

5. こども・若者の意見反映

こども・若者ヒアリングを6施設14名に実施。

ヒアリングの意見から考えた「障害児入所施設が目指す方向性」

こどもが希望する生活が可能な限り実現されるように、プライバシーの確保や生活リズムが尊重される環境づくりを進めて行くこと、こどもが頼りたいときに信頼できる大人を自ら選び頼ることができること、希望に沿った余暇や外出等を実現していくこと、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要である。

6. おわりに

こども家庭庁は、施設名称の見直しやこどもホーム(仮称)の創設など制度改正が必要な事項については、児童福祉法改正などの取組を強化し、その他の事項においては、次期障害福祉サービス等報酬改定において、実現が図られるよう速やかに検討するとともに、今後は、障害児入所施設についても社会的養護施策との関係性を意識し、施策の検討を進める必要がある。また、障害のあるこどもの代替養育を進める際には、制度横断的な視点を持ち、検討を進めて行く必要がある。さらに、こども家庭庁として、教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等他省庁との連携も強化し、本検討会で寄せられたこどもたちの想いや意見を踏まえ、今後の施策を着実に進めていく必要がある。